

京都市都市計画審議会 第6回持続可能な都市検討部会
会 議 録

日時 平成30年6月27日 午後6時30分～午後8時10分
場所 右京区役所 5階大会議室

京都市都市計画審議会 持続可能な都市検討部会事務局

京都市都市計画審議会 持続可能な都市検討部会委員名簿
(五十音順, 敬称略)

学識委員

板谷 直子	立命館大学客員研究員
川崎 雅史	京都大学大学院教授
小原 雅人	市民公募委員
佐藤 由美	奈良県立大学准教授
島田 洋子	京都大学大学院准教授
須藤 陽子	立命館大学教授
中嶋 節子	京都大学大学院教授
八田 真理子	市民公募委員
葉山 勉	京都精華大学教授
牧 紀男	京都大学教授
宮川 邦博	公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター専務理事

1 開会

○事務局 失礼いたします。定刻となりましたので、ただ今から京都市都市計画審議会第6回持続可能な都市検討会を開催させていただきます。

司会進行は都市計画局都市企画部都市計画課の佐々木が務めさせていただきます。よろしく願いをいたします。

失礼して、座らせていただいて進めさせていただきます。

それでは、お配りしております資料の議事次第に沿って進めさせていただきます。

まずはじめに、開会に当たりまして、京都市都市計画局長の鈴木より一言御挨拶させていただきます。

○鈴木都市計画局長 こんばんは。都市計画局長の鈴木でございます。

委員の先生方におかれましては、大変お忙しい中、また夕方の時間でございますけれども御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

先般、御案内のとおり、大阪北部で地震がございました。京都市内におきましては、おかげさまでと申しますか、甚大な被害まではなかったということなんですけれども、これを教訓に我々一層備えをしっかりとしないかんとする思いを新たにしたいところでございます。

こういった形で京都市もレジリエントということを目指してございますけれども、まちの持続可能性というのが、非常に改めて問われる機会になったのかなということを思っております。

この部会でございますが、より長期的な構造的な持続可能性ということを念頭に御議論をいただいております。昨年度、通算5回ということで、御議論をいただいておりますけれども、おかげさまで議論の中から今後これを取りまとめるという段階でございます。

これまでの課題の整理というのをさせていただいて、地域ごとに理想を含めたどんな姿があるのか、そこを追求していくのに、どんな手法があり得るのか、そういったことも引き続き取りまとめる中で、方向性の御議論をいただきたいと考えております。

また、今年度は新しい予算といたしまして、新景観の10年目ということで、見直しも昨年度からやってきてございますけれども、ここの新しい委員会ということも別途、並行してさせていただいて、この部会の中でまさに時期ごとの方向性ということを御議論いただいたうえで、新しい委員会では役割分担ということで、これと並行するような形で具体の手法というようなことも含めて、御議論をいただいて、それぞれの議論がお互いにリンクするような形で進めさせていただければということも考えておるところでございます。

いずれにしましても、おかげさまでここまでの議論を踏まえて、何らかの形のようなものが見えてまいったところでございますので、どうぞ、引き続き先生方の活発な御議論をいただきながら、我々としてしっかりといいまとめに向かって進めさせていただきたいと考えております。

どうぞ、引き続きよろしくお願い申し上げます。

○事務局 それでは、本日の委員の皆様への出席状況について御報告させていただきます。

本日、京都大学教授の牧紀男委員につきましては、所用のため御欠席でございます。

次に資料の確認をお願いいたします。議事次第に続きまして、委員名簿、資料1 これまでの検討状況及び「持続可能な都市構築プラン（仮称）」について、資料2-1 プランの方向性①持続可能な都市の構造、資料2-2 プランの方向性②各地域の将来像と暮らしのイメージ、資料3 プランにおける地域分類のイメージ、資料4 プラン推進のための方策の検討の方向性、資料4別紙 立地的計画制度について、資料5 今後の想定スケジュール、それから参考1として資料編というものをつけさせていただいております。御確認の程よろしくお願いいたします。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、以降の進行につきましては、川崎部会長をお願いしたいと存じます。

川崎部会長、よろしくお願いいたします。

○川崎部会長 各委員の皆様方、お忙しい中、大変暑い日となりましたけれども、御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、会議の公開について決定したいと存じます。

当部会は原則公開としておりますけれども、内容により、部会が公開すべきでないと判断した場合は、非公開とすることができると規定しております。

当部会の決定によりまして、会議を非公開とすることができますが、特に各委員から御意見がなければ、原則どおり、公開したいと存じますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、御意見がないようですので、本日の会議は公開とさせて運営させていただきます。

事務局の方から、傍聴者がおられるようでしたら、お願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。それでは、傍聴者の方に御入場をいただきます。

本日は、一般傍聴者と報道関係者が来られておりますが、報道関係者から部会の撮影につきまして、申し出がございましたので、御協力の程よろしくお願いいたします。冒頭部分の撮影に御協力よろしくお願いいたします。

（傍聴者・報道機関 入室）

○事務局 では、報道関係者の方、冒頭部分の録画撮影を、よろしくお願いいたします。

（報道機関 録画撮影）

○事務局 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、これ以降の録画撮影等は認められておりませんので、よろしくお願いいたします。

なお、傍聴者の方にお願いがございます。受付時にお渡ししております注意事項のとお

り、拍手、発言等による会議の妨害の行為が認められた場合、会長の命令により、御退場いただく場合がございますので、あらかじめ御了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

2 議事

○川崎部会長 それでは、早速ですが、ただいまから審議に入ります。

これからの議事運営につきましては、各委員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、本日は最初に議事1において、持続可能な都市構築プラン（仮称）の方向性について審議を行いたいと考えております。

その後、議事2におきまして、今後の想定スケジュールを確認したいと考えております。

(1) 持続可能な都市構築プラン（仮称）の方向性について

○川崎部会長 それでは、早速ですが、1つ目の議題であります持続可能な都市構築プラン（仮称）の方向性につきまして、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から御説明させていただきます。

お手元の資料1を御覧ください。「これまでの検討状況及び「持続可能な都市構築プラン（仮称）」について」でございます。

まず、これまでの検討状況として、昨年度は5回の部会を開催し、第1回目部会では「本市の現状を検討の視点」について、第2回では「人口」について、第3回では「産業・働く場」について、第4回及び第5回では、「方向性等」について検討を行って参りました。

そのうえで、資料左側に、この間の議論を踏まえた、「本市の特徴」と、「基礎的課題」をまとめております。

まず、本市の特徴といたしましては、1 人口約147万人の政令市であり、周囲を三方の山々に囲まれた地理的条件のもと、市街化区域のほぼ全域が人口集中地区D I Dであり、高い人口密度を維持していること。2 日常生活を支える施設が充実し、特色ある多様な地域がネットワークされたヒューマンスケールなまちであること。3 本市の市内総生産に占める製造業の割合が高く、伝統産業から先端産業まで、また中小企業からグローバル企業までが集積する「ものづくり都市」であること。4 1200年を超えて受け継がれてきた歴史・文化・観光資源が市域の隅々まで存在するほか、市内に38の大学が立地する学術、文化の交流が盛んな「国際文化観光都市」かつ「世界文化自由都市」であること。5 市街化区域外においても、歴史に培われた特色ある文化や暮らしが息づき、豊かな自然を生かした農林業が営まれているまちであることを挙げております。

次に、基礎的課題としまして、まず、「定住人口」については、1 国の推計では平成

52年には人口が約13万人減少して、134万人になるとされており、特に市内周辺部において人口減少・少子高齢化が進行していること。2 人口の1割が大学生であるものの、就職期の20歳代が東京、大阪圏へ、結婚・子育て期の30歳代が近隣都市に転出超過となっていること。3 日常生活圏における安心・快適な暮らしの維持、地域の拠点等の老朽化などによる近隣都市との競合。都市基盤整備の進捗等を踏まえた広域的な拠点の位置付けが必要であること。

次に産業・働く場について、1 市民のうち市内で働く就業者が減少し、市外で働く就業者が増加していること。また、テナントビルの空室率が低く、平均賃料も高い状況にあり、働く場であるオフィス空間の確保が必要であること。2 市内で企業の事業拡大や誘致を進めるための一定まとまった産業用地・空間の確保が必要であること。3 工業地域において住宅・商業系建物が増加し、操業環境の確保と周辺との調和が必要であること。

また、「文化」といたしまして、人口減少、少子高齢化が進む中であっても、地域コミュニティの活力の維持や、京都の歴史・文化の担い手を確保するなど、京都ならではの魅力を継承・創造していくことが必要であること。

最後に「交流人口」として、観光客の一部地域への集中と市民生活との調和や市街化調整区域をはじめ、市内周辺地域の活性化と、観光客の分散化等が必要であることを挙げております。

これらを踏まえまして、資料右側でございますが、本市といたしましては、現行の都市計画マスタープランの実効性をより高めるプランを検討していくこととしているものでございます。

資料右側、2つ目の箱ですが、現行の都市計画マスタープランは、都市づくりの将来ビジョンや都市計画に関する基本的な考え方、目標都市の姿や、全体構想など、本市の都市計画の幹となる部分についての方針を示すものであり、その「都市計画に関する基本的な考え方」の中においては、「都市の持続」という点を重視することについても記載されております。

そのうえで、右側に記載の、今回検討を行っております「持続可能な都市構築プラン（仮称）」におきましては、都市マスをベースとしつつ、より具体的に、地域の分類や役割、将来像などを示すことで、持続可能な都市構造を目指した「土地利用の誘導」等を図るための「まちづくり指針」として参りたいと考えております。

検討のコンセプトですが、先ほどの本市の特徴や基礎的課題等を踏まえ、3点を挙げております。

まず、「1 京都の都市特性を基礎」として、京都ならではの歴史・文化を継承し、創造を続ける都市であること。「2 市域全体を持続性」として、市内の多様な地域の魅力を生かし、ポテンシャルを高めて各エリアが結ばれる都市であること。「3 人々の活動を重視」として、市民の豊かなライフステージと京都を訪れる人々の活動を支える都市で

あること。そのうえで箱書きに記載しておりますが、「京都には、未来に向けた責任がある」、 「単純な都市の縮小の考え方はなじまない」ものと考えております。

そして、一番下の箱ですが、検討のアプローチとして5つの柱を掲げております。

柱1として、都心部・定住人口の求心力となる拠点の魅力・活力の向上、柱2として、安心安全で快適な暮らしの確保、柱3として、産業の活性化と働く場の確保、柱4として、京都ならではの文化の継承と創造、柱5として、緑豊かな地域の生活・文化・産業の継承と振興を掲げております。

恐れ入りますが、1枚お捲りいただき、資料2-1を御覧ください。

「プランの方向性① 持続可能な都市の構造」についてでございます。

資料上段には先ほど御説明させていただきました5つのアプローチと、前回までの部会で議論させていただきました本市の5つの地域分類と基本的役割について、相関係性を整理したうえで記載したものでございます。

この5つの地域分類について、前回までの議論の中において、「5つ分類の中に入りきれないものや、分類することが難しいものもあるではないか。」といった御意見を頂戴しました。

例えば、「大学がどこに入るのか」や、「ものづくりでも伝統産業やコンテンツ産業、パソコンがあれば成り立つようなビジネスもある。また、それが京都の特徴でもあるのではないか。」といった御意見を頂戴したことも踏まえ、資料中段から下に記載しておりますが、5つの地域分類にプラスしまして、京都ならではの資源を活かした新たな魅力や価値を継承・創造するゾーンとして「学術文化・交流・創造ゾーン」を位置付けたいと考えております。

このゾーンについては、資料中段、左のイメージ図にお示ししておりますとおり、京都特有の歴史・文化や伝統産業・先端産業、また大学、観光といった京都ならではの多様な資源と人のつながり、交流が新たな魅力や価値を継承・創造し、都市の持続性につながっていくものと考えており、右側にゾーンの役割を記載しておりますが、歴史、文化や大学、観光、伝統産業、IT産業などが相互に刺激し合い、また多様な知識や技術、価値観を有する人々が出会い、クリエイティブなまち・京都ならではの魅力を発信する場所を位置付けたいと考えております。

なお、このゾーンにつきましては、市内に広がる京都ならではの多様な資源のつながりを各エリアの土地利用に重ね合わせて、魅力を創出・発進するゾーンとして考えており、ゾーンの場所を限定するものではないと考えております。

また、資料の一番下に各地域の関係イメージをお示ししておりますが、今回のプランで本市が目指す「持続可能な都市の構造」としましては、広域拠点エリアから緑豊かなエリアまでの5つの地域が、相互に重なりと繋がりを持ちながら存在しつつ、「学術文化・交流・創造ゾーン」が、各エリアの土地利用と重ね合わせて、新たな魅力を創出するゾーン

となるものと考えております。

1枚お送りいただき、資料2-2を御覧ください。「プランの方向性②各地域の将来像と暮らしのイメージ」についてでございます。

今回のプランの中核となる部分でございますが、先ほどまでの各地域の分類や、役割と合わせまして、今回のプランの中に、「各地域の将来像と暮らしのイメージ」をしっかりと書き込み、明示することによりまして、市民・事業者・行政が、持続可能な都市のイメージを共有し、都市マスの実効性をより高めることを目指して参りたいと考えております。

具体的には、この間の検討を踏まえて地域ごとに3項目ずつ記載しておりますが、時間の関係上、簡潔に御説明させていただきます。

まず、広域拠点エリアにつきましては、1に京都を代表する広域的な商業施設や多くの企業が活動する高機能なオフィスビル、MICE施設といった広域・高次の都市機能が集積し、国内外から多くの人々が行き交い、働き、交流が行われること。また、2に、都心居住による京都の歴史・文化の継承。3に、都市基盤整備の状況に応じて、商業、業務がさらに活況を呈し、五条通沿道などでは京都リサーチパーク地区を中心に先端産業の創出拠点として、ゆとりあるオフィス空間が集積し、企業や多様な人材が集い、新たな活力や、にぎわいが生み出されていることを記載しております。

地域中核拠点エリアでは、1として、各地域における主要な公共交通の拠点として、多くの住民が行き交い、地域の中心としてのニーズに応えること一定規模の商業店舗や、各種サービス施設、地域の拠点病院など多様な都市機能を徒歩圏で利用できることで、広域拠点まで行かなくても一とおりの要件を効率的に済ますことができること。2として、子供から高齢者までそれぞれのライフステージに応じて、地域の暮らしやすさを実感していること。3として、ニーズに合わなくなった建物の更新や改修、機能更新が図られ、時代の変化に応じたまちの魅力・活力が維持・向上していることを記載しております。

日常生活エリアでは、1に、日常生活を支えるスーパー等の商業施設、病院、診療所、保育所などの福祉施設、学校などが身近に存在し、日常生活の利便性が確保されるとともに、子供から高齢者までの多世代が住みなれた場所で、安心安全、快適に居住していること。2に、空き家をはじめ、住宅ストックの活用等により、定住人口の確保と地域の文化・コミュニティが維持されていること。3に、公共交通の沿線エリア等において、若年・子育て世代のニーズにあったゆとりある集合住宅等が立地するなど、安心して子供を育てられる暮らしの場が実現していることを記載しております。

ものづくり産業集積エリアでは、1に、市街化が進んでいる工業地域において、工場等の操業環境が居住環境と調和しながら確保され、都市の利便性や京都らしさを十分に生かした多様なものづくり産業が活発に活動していること。2に、さらなる工場の集積が期待できる工業地域では一定まとまった産業用地やゆとりある産業空間が確保されていること。3に、新たな京都を発進するものづくり拠点としてまちづくりを進めているらくなん進都

などでは、国内外の最先端のものづくり企業の本社オフィスや生産、研究開発、物流施設等が集積し、居住環境との調和が図られていることをお伝えしております。

緑豊かなエリアでは、1に、豊かな自然を生かした都市部との文化・経済的な交流が活発に行われていること。2に、地域特有の生活・文化・コミュニティが維持継承されるとともに、移住・定住の促進などにより、人口の維持が図られていること。3に、農林業、観光等をはじめとする産業の振興等により、働く場が確保されるとともに、地域外から多くの人々が訪れ、地域が活性化していることを記載しております。

最後に学術文化・交流・創造ゾーンでは、1に、伝統産業や生活文化が受け継がれる地域において、伝統産業と最先端の技術やアートが結びつくなど、暮らしと調和したクリエイティブな活動が行われていること。2に、大学の周辺において、学生や研究者などが多く集い、活発に交流が行われ、新たな技術やビジネスなどが生み出されていること。3に、観光資源の豊富な地域において、本物の歴史や文化、伝統に触れ、京都ファンがふえていることを記載しております。

さらに、それぞれの地域にとって重要な施設の例を一番右側の列に提示しております。今回のプランではこのような明確な地域の将来像をお示しし、その実現に向けた土地利用の誘導を図っていくことを目指して参りたいと考えております。

以上が資料2-2の御説明でございます。

続いて、資料3を御覧ください。プランにおける地域分類のイメージについてでございます。

こちらは、先ほどまでにお示した市内各地域の分類や役割、将来像などについて、イメージとして1枚の地図に落とし込んだものでございます。

まずは、市街化区域をベースに「日常生活エリア」が存在し、その上に、京都の都市活力を牽引する「広域拠点エリア」や、定住人口の求心力となる「地域中核拠点エリア」、また、工業・工業専用地域や、らくなん進都など、ものづくり産業を集積する「ものづくり産業集積エリア」、そして、市街化調整区域などの「緑豊かなエリア」が存在し、それぞれの役割を發揮しながらネットワークされた都市のイメージとして御確認いただければと考えております。

なお、「広域拠点エリア」につきましては、前回までの部会の御意見も踏まえ、歴史的な都心部と京都駅周辺に加え、歴史的な都心部と京都駅周辺に加え、二条・丹波口・梅小路周辺エリアを位置付けております。

また、「地域中核拠点エリア」につきましても、前回までの部会で、「地域中核拠点の中でも異なる特徴がある。」との御意見も踏まえ、山科、竹田、六地藏、桂など、近隣の都市とつながる鉄道の結節拠点を、「都市間交通結節拠点」として位置付け、また、国内外から多くの人々が訪れ、歴史や文化に触れることで、住む人も訪れる人も京都の誇りを感じることで、国際性の豊かな特色ある拠点として、国際会館、東山、嵯峨嵐山な

どを「文化・交流特色拠点」として位置付けていくことを考えております。

また、「学術文化・交流・創造ゾーン」については、今後、ゾーンの位置付けが起こりうる場所のイメージを点線の枠でお示しております。

以上が資料3の御説明でございます。

続いて、資料4を御覧ください。プラン推進のための方策の検討の方向性についてでございます。

先ほどまでの、地域の分類、役割、将来像と暮らしのイメージを明らかにし、市民・事業者・行政が共有したうえで、実際にプランをどのように推進していくかの方向性を記載したものでございます。

ここでは、大きく3つの方策を検討しております。

1つ目の方策は「まちづくり条例」でございます。現在、本市では、良好なまちづくりの推進を図るため、「まちづくり条例」により、本市の「まちづくりの方針」に適合した土地利用を促進しております。

まちづくり条例では、(1)に記載のとおり、本市、事業者及び市民の責務が明示されており、本市は、まちづくりに関する方針を策定・公表し、まちづくりに関する情報を積極的に市民に提供することを、事業者は、開発事業の内容を「まちづくりの方針」に適合させるよう努力することを、市民は、まちづくりの課題に関心を持ち、その解決に向けて主体的に行動するよう努めることが定められております。

また、(2)に記載のとおり「開発事業の構想に本市及び市民の意見を反映させるための手続きを規定」しており、一定規模以上の開発事業について届出を義務付けし、もし「まちづくりの方針」に適合していない場合は、指導・助言、勧告などが可能となっております。

今回の「持続可能な都市構築プラン（仮称）」を、本条例に定める「まちづくりの方針」に位置付けることにより、本市の「まちづくりの方針」に適合した土地利用を促進していくこととしたいと考えております。

2つ目の方策が「都市計画手法等」でございます。今回のプランを、都市マスの実効性を高めるプランに位置付けることにより、まず(1)に掲げております「都市計画の決定・変更等や、持続可能な都市構造や地域の将来像を見据えた土地利用の誘導等の検討」につなげて参りたいと考えております。

参考の①に記載しておりますが、現在の都市マスの役割と位置付けについては、京都市の定める地域地区や都市施設など個別の都市計画を決定・変更する際の指針としております。

また、参考②、都市計画法において、「都市計画は、市町村が定める基本方針に即したものでなければならない。」との規定を記載しております。今回、本プランを、都市計画マスタープランの実効性を高めるプランとして定めることにより、都市マスと併せて、今

後、京都市が都市計画を決定・変更する際の指針として参りたいと考えております。

また、都市計画手法等の（２）として、「立地適正化計画について、本市の都市特性を踏まえて必要な制度の活用」を検討して参りたいと考えております。立地適正化計画制度の内容等について、恐れ入りますが、１枚お捲りいただき、資料４別紙を御覧ください。

こちらは、「立地適正化計画制度」について概要を記載したものでございます。この立地適正化計画制度は、（１）に記載のとおり、今後の急速な人口減少・少子高齢化の進行を背景として、平成２６年の「都市再生特別措置法」の改正により創設されたものでございます。これは、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づいて、都市全体の観点から居住や都市機能の立地誘導を図る制度で、各市町村が作成することができるようにされているものでございます。

（２）立地適正化計画に定める内容といたしましては、「計画の区域、基本的な方針、居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導するために市が講ずべき施策」がでございます。

次に、（３）主な制度内容の１つ目として、アの「届出制度」がでございます。これは、「居住誘導区域」と「都市機能誘導区域」を定めた場合、居住誘導区域外での３戸以上の住宅開発や、都市機能誘導区域の外での都市機能誘導施設の建築などを行う場合は、市町村に届出が必要となっているものでございます。

また、二つ目として、イの「支援制度」ですが、都市機能誘導区域内で公共施設の整備を伴う一定要件の民間施設整備を行う場合、金融支援、税制優遇を受けることができる仕組が措置されているものでございます。

資料右下のイメージ図にありますとおり、基本的には、同制度は、今後の人口減少社会に対応する都市のコンパクト・プラス・ネットワークの姿を模式的に示し創設されたものであると考えており、１４７万人の人口と多様な魅力を有した地域が、市内一円に存在し、医療・福祉・商業といった日常生活サービス施設が充実している本市におきましては、単純な都市の縮小の考え方はなじまないものと考えておりますが、一方で、人口減少が進行する中、安心快適に暮らせるまちづくりはもとより、産業エリアにおける住工の調和や住宅スプロール、市内での働く場としてのオフィスの不足などの課題があることも事実でございます。

本市といたしましては、本市の特性や課題を踏まえて、この立地適正化計画制度の法定ツールを、どのように活用できるのか、検討していくことが大事と考えております。

恐れ入りますが、資料４にお戻りいただけますでしょうか。プラン推進のための方策の３つ目として、「関係施策との連携」を掲げております。この間の部会でも、関係施策と連携を図ることが重要との御意見を頂戴しておりますが、本プランにおいて、各種関係施策と連携しながら、持続可能な都市の構築と地域の将来像の実現に向けた土地利用を誘導していくことが重要と考えており、今後、関係施策との整合を考慮して本プランを取り纏めるとともに、関係政策の推進においては、本プランの方針等を考慮して、進めていくこ

とを考えております。

事務局からの説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○川崎部会長 はい、御説明、ありがとうございました。

一挙に資料1から資料4まで説明いただきました。これ、非常に多量な資料でございますけれども、今までの部会、これまでも皆様方からいただいた御意見をまず資料1でまとめてどういう課題があるのか、それから資料2におきましては、今回議論しているプランそのものの、どういうふうに、ゾーニングということではないんですが、地域の考え方、拠点の考え方をどういうふうにしていくのか、今回新たに学術文化・交流ゾーンというものをベースにしっかりと位置付けて、資料2-1の下の段の図のところですね、ここにきちっと概念図として描いていただきました。それから資料3につきましても、エリアに関するイメージをしっかりと描いていただいたということになります。

各拠点や広域拠点や、それから居住空間、そういうものをベースとして一番底にあるベースとしてつないでいくというのが、学術文化・交流・創造ゾーンで、今あるものは点線で書かれていて、これは先ほど事務局から言われたようにエリアを既定するものではありませんけれども、全域にわたって各個性をどういうふうにするのか、全体をつなげていくための1つのエリアとして御説明いただいたと思います。

それから資料4につきましても、これから実際、このプランができ上がりましたら、この考え方が確定しましたら、それをどういうふう実践していくのか、どういう手法の中で実践していくのかというお話でございました。

立地適正化につきましても、その一部として、ツールとして使いたいという様な御説明であったと思いますが、以上の点、資料1から4までですね、皆様方の御意見、どこからでも結構でございますので、御意見いただければと思います。よろしく願いいたします。

はい。葉山委員、どうぞお願いします。

○葉山委員 都市って、本当にさまざまなレイヤー、層ができていて、特に京都は歴史がありますので、大変複雑なまちなんですけれども、それをうまく歴史と現状を踏まえてゾーニングしていただいたと思って、すごく感心しています。

とりわけ、一枚目、資料1の中で検討のコンセプトとして、四角で囲まれた「京都には未来に向けた責任がある」というこの誇らしい言葉に惹かれまして、これが全てを方向付けてるなと感じました。

質問なんですけれども、立適との関係なんです。立適の中で定められている都市機能誘導区域として今回取り上げた広域拠点エリアを位置付けるということを考えているということでしょうか。

もう一点は、細かいかもしれませんが、資料3の分類のイメージの中で、ここで具体的に各エリアの説明をされてるんですけれども、ゴシック体の小さな文字でございます。例えば、一番上からいきますと、北大路の横のところに「良好な居住環境の提供」、北大

路の下のところに「生活文化の継承・創造」、その下に「居住、就労」とあるんですけど、この言葉は、このゾーンの説明なのか、あるいは漠然としたエリアの説明なのか、少しわかりにくいので、それから中核拠点エリアのところ、オレンジ色の四角で囲んでいるところと囲んでないところがあるんですけども、この差が何かという、すみません、細かくて。質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○川崎部会長 事務局のほうからお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。1点目の御質問の立地適正化計画制度の活用ということで、先ほど御説明をさせていただき、川崎会長からもお話を頂戴しましたけれども、1つの法定ツールとして活用できる部分があるのではないかなというふうに考えてございまして、実際、その区域、いわゆる都市機能誘導区域と居住誘導区域というこの2つを定めることになっておるわけでございますけれども、1つベースとなる考え方としては先ほど葉山委員のほうから御指摘いただきました、例えば広域拠点を都市機能誘導区域に位置付けるといったこと、あるいは、私どもが考えております日常生活エリアを居住誘導区域に位置付けるといったことが、ある意味オーソドックスな形なのかなというふうに思っておりますが、本日の部会の中で、この方向性について御意見を賜りましたものも踏まえまして、より詳細に広域拠点と言いましても、今は円である意味大きく捉えておるような状況でございますけれども、実際、この広域拠点の中でも、どういったところにそういった都市機能を集積していくのかというのを、もう少ししっかりと線を考えていく作業も必要になってくるかと思っておりますので、そのあたりは今回の御議論の結果を踏まえまして、引き続き今年度、しっかりと検討を深めて参りたいというふうに考えてございます。

それから、2点目の御質問の少し資料3のイメージのところの少し小さなゴシック体のところがわかりにくいということで、私どものほうで表現がうまくいっておらず申し訳ございません。ここで、小さなゴシック、あるいは人の形のマークみたいなものを書いておられますのは、今回のこの広域拠点ですとか、地域中核拠点ですとか、日常生活エリア、こういった地域がお互いにどのように作用し合うかというようなものを、何とか文字としてといいますか、イメージとしてお伝えしたいなと思ひまして、その一例として、この北大路のところのこの部分だけで、このことを述べてるというものではございませんが、広域拠点と地域中核拠点、あるいは、今後検討もより深めて参りますが、学術文化・交流・創造ゾーンとそういったところでどういう各エリアゾーンが作用し合うかといいますか、そういったものを何とか表したいなと思ひまして、記載したものでございます。

ただ、ちょっとわかりにくいところが確かにございますので、今後、より、もう少し議論をいただきながらわかりやすい表現に努めて参りたいと思ひますし、今後市民の皆様ですとか、そういった方々にも御説明していくうえで、もう少し工夫した表現を考えて参りたいというふうに考えてございます。長くなりましてすみません。

最後のオレンジの部分につきましては、すみません、説明が早くて恐縮だったんですが、

地域中核拠点の中にもいろんな特徴があるんじゃないかという御意見をいただきました関係で、都市間交通の結節となる拠点につきましては、1つ都市間交通結節拠点という位置付けがあってもいいのではないかということで、桂とか竹田とか山科とか六地蔵とか、他都市と鉄道でつながるような京都市のゲートといいますか、そういったところについて、1つ特徴があるのではないかということでオレンジの網掛けをさせていただいているというものでございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。葉山先生いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

○葉山委員 ということは、嵯峨嵐山だけが文化・交流・創造ゾーン。

○事務局 嵯峨嵐山は紫っぽいマーカーをしておりますが、嵯峨嵐山をはじめ、国際会館ですとか、東山ですとか、そういったところというのは、どちらかと言うと、またそういった先ほどの山科とか桂とは違う特徴がある拠点ではないかということで、いわゆる一般的な地域中核となる拠点と、さらに都市間とつながる拠点と、文化とか交流に特色がある拠点という色分けをしてみたいと思ひまして、今回チャレンジしてみたものでございます。

○葉山委員 わかりました。ありがとうございます。

○川崎部会長 なかなかこの文化学術ゾーンの色塗りというのは、かなり少し大ざっぱに考えておいたほうがよろしいということですよ。厳密な色分けということでは。今、葉山先生から御指摘いただいたこの「京都は未来に向けた責任がある」というのはものすごく重たい言葉ですね。これはある種、国に対しても先導していくという、京都がこれを切り開かなければ、一律な国のコンパクトシティやその考え方ではないということの決意表明ですし、それから現在いる人たちが後世に向けての決意表明でもありますので、葉山先生から御指摘いただきましたので、私も非常に重たく感じました。ありがとうございます。

ほか、いかがでございますでしょうか。

葉山先生から御指摘いただいた立適の話ですけれど、これはあくまでも御説明としては緩やかな誘導というふうなイメージですね。私も考えていました、機能としてのゾーニングのメリハリというのは、それぞれ必要ですし、各エリアが力を持ったり、個性を持つためには、機能を強くしていかないといけない部分もありますし、実際に使っておられる市民の方々が緩やかに実際活動に現在入っている、その緩やかな活動とともに、それを抵抗したり、抑制するものではあくまでもなくて、1つのツールとしての緩やか手腕と考えているということだと思いますが。先生、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○葉山委員 はい。

○川崎部会長 いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○板谷委員 今ほど、葉山先生からも御指摘があったように京都はいろんな歴史的な、特色のある場所がたくさんある都市なわけなんですけれども、それを全国一律のゾーニングによる都市計画で従来やってきたわけなんですけど、それだけでは、カバー仕切れないとこ

ろを、今回このように細かく丁寧に見ることによって、非常に今までの議論をきちんと引き受けた形での都市計画が進んでいくように思っており、非常に素晴らしいものだと思います。

資料3にありますように、きめ細かな都市計画というのは、左に書かれた5つの広域拠点エリア、地域中核拠点エリアに日常生活エリア、ものづくり産業集積エリア、緑豊かなエリアがそれに当たると思うんですが、それに対して右にある学術文化・交流・創造ゾーン、これは非常に可能性のあるゾーンであろうかと思うんですが、京都というのは、もともと歴史的に古いものを守ることだけではなくて、それを基盤にしながら新しいものを創造するというのを積み重ねて、非常に文化の精神的なところであったり、都市活力のある場所であったわけなんです。なかなかあるものを守るといことは、都市の規制であるとか、都市計画の規制であるとか、そういうことでできるんですが、新しいものを創造するという力を持たせるというのは非常に難しく、それに当たるものがこの学術文化・交流・創造ゾーンというふうになっていけば、非常に可能性があるんだろうなと思っています。

ところが半面この学術文化・交流・創造ゾーンの可能性を生かすために、都市計画としてどういう支援ができるだろうかということを考えたときに、ちょっと難しい部分があるんじゃないかと思っておりますので、それをどのように考えていらっしゃるのかなということをお聞きしたいと思います。

また、それに関して、何かリーディングプロジェクトみたいなものも想定していらっしゃるのであれば、そういうものも使いながら教えていただければと思っています。

○川崎部会長 ありがとうございます。重要な御指摘。学術文化ゾーンについてですが、これ、事務局からお答えいただくものと、それから、今、板谷委員から御質問いただいたこと自身が1つの課題でありまして、どのように進めていくのかということも皆様方から御意見いただきたいと思っております。

まず、事務局から。

○事務局 ありがとうございます。この学術文化・交流・創造ゾーン、前回、初めて提案させていただきまして、そこでの御意見もいただきまして、私どものほうとしても、悩みながら考えて今回お出しさせていただいたものでございます。

やはり、京都の都市特性ですとか、そういったものを先生方からもたくさん御意見いただきまして、やっぱり文化、歴史、あるいは伝統産業と先端産業、新しいものにチャレンジするそういった気風といいますか、そういったものこそが京都の都市特性であって、それを伸ばしていくことが、持続可能につながるという前提のもとで、都市計画の世界でそれを何とか捉まえようということで、今回位置付けをしたいということで提示を改めてさせていただいております。

実際にこれを生かすためには、どういう支援ができるのかということについては正直

申しますと、まだ煮詰まっていないところがございますけれども、私どもの方で、今内部で議論しておりますのは、まず1つ京都市としてこういったなかなか都市計画の世界では捉えきれてなかったものについても、私どもはそれを都市計画として評価しますし、ぜひともこの京都のまちでそういった動きに取り組んでいただきたいという、メッセージを事業者、市民の皆様に対して発出していくということが1つの役割なのかなというふうに考えてございます。

合わせまして、もう少し今回の議論の御意見もこの後いただきながらになるんですが、それを具体的に、先ほど3つの柱の中の1つにございました都市計画の手法の中にこれをどのように生かしていけるのか、あるいは3つの柱の3番目の関係施策の中でこのゾーンを、先ほど都市計画の世界で何とか捉まえると申し上げましたけども、合わせて私どもの市役所の中の、つかさ、つかさでこういった取組に関係している部分がございますので、そういった関係施策と、このゾーンというものがありますよということで、共有しながら、市としてどういったことができるのかというのを引き続き検討を深めて参りたいというふうに考えてございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

○事務局 ちょっと補足をさせていただきます。今の板谷先生の御質問で余り議論の方向性を縛ることはよくないのかと思うのですが、例えばですけれども、イメージし得る話として、今都市計画のゾーニングの中で、例えば建築基準法48条の住居系、商業系、工業系、3つの大きく言えばゾーニングがあるわけなんですけれども、じゃあ、この文化、芸術、いわゆる創造産業と言われているようなものは、その3つの中のどれなのかと言うと正直よくわからんというところもございます。そういうものについて、例えば今48条ただし書きということで、必ずしもゾーニングにはまらない施設がどこかにできるときは特別に、建築審査会で御審議いただいてということになるわけなんですけれども、そういうことについて、こういうゾーンにあるものというのは、何か特別な扱いがあるのか、ないのかとか、そういったことは1つの論点としてはあり得るのかなと。その伝統的な都市計画が今までゾーニングの中で捉えて、必ずしも捉えきれてなかったというものがもしあるんだとすれば、まさに京都らしいというか、こういう議論の中でそういったところの検討というのがあり得るのかどうか、そんなことも含めて、先生方にぶつけてみようというところで、提案させていただいているものでございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。今の御意見いかがでしょうか、皆様方。はい、島田委員、いかがでしょうか。

○島田委員 私も学術文化・交流・創造ゾーンという考え方が先ほどの大きな京都は普通のほかのところと違って未来に向けた責任があって、単にコンパクトになっていくというようなものではないという独自色を出すためのすごく貴重な考え方だと思います。それで、先ほど都市計画としてどのような支援をしていったらいいかというお話があったんですが、

私は都市計画の分野の専門家じゃないので、余計に感じるどころがありまして、資料4で今後具体的に実践していくための方向性という形で、はじめ1, 2に関して都市計画という観点なんですけど、やはり3の関連施策との連携というのが、重要になってくると思っております。

もちろん、このプランは都市計画としての一番最初の資料1にありますように、マスタープランのもとでという形で基盤はそうなんですけれども、実際に学术交流、創造ゾーンのところ、例えばクリエイティブなまちとか京都ならではの魅力を発信というようなことに関して言いますと、やはり、その発信をしようとしている部署が京都市の中でもあると思います。

例えば、この間新聞でLINEが京都に来て、外国人の就業者がいっぱい応募してやって来た、新聞に大々的に載っていたんですけども、多分その誘致などを行っている部署は京都市の中で産業振興という形でやっておられると思いますし、それから京都には大学が多いということで、やっぱり大学と市とか産業とかを結びつけてという、そういう支援をやっておられる部署もあると思います。それが、その資料4-3のところにある主要な重要戦略・分野別計画等というのがあって、これ、いっぱい書いてありますが、そのバックにはそれぞれ推進している部署があると思うんですね。もちろん、連携というと簡単には、難しいことかもしれませんが、やはり両方が同じことを考えていて、逆に言えば、産業も誘致などをされている方が進んでいくうえで都市計画上のいろんな縛りであったり、課題が出てくると思いますので、先ほど情報共有というお話があったんですけど、ぜひこれからどんどん固まってきて、資料2-1とか資料2-2のような形で京都の持続可能なまちづくりを進めていこうというプランができ上がってきたらぜひ、それぞれ情報交換以外に手を結んで一緒にやらなければいけないようなことがありますので、ぜひ部局間で情報のイメージを、都市計画から売り出しにいくというか、お知らせしておけば、多分こういう計画があるというのを知っておられて、そういう重要施策に関して、それぞれの部署で頑張っておられる、じゃあ、このプランがあるからこちらは一緒に手を携えてやればいいというような形で、一緒に組織を作るんじゃなくて、それが共有で、プラス、プラスで良い方向に進んでいくんじゃないかと思っておりますので、ぜひ、この資料4の3のところを本当に連携とか共有というのが実際に行われるように、ぜひ、これらのいろんなイメージを本当に情報の共有という形でしていけば、お互いの部署が別々にやるより良い、さらにプラスなことが、1足す1が2以上になるような気がしますので、ぜひそういう観点からもやっていただきたいと思います。

これ、学術文化・交流・創造ゾーンだけじゃなくて、緑豊かとか、伝統のほうでも、伝統産業を推進しようという部署の方とか、農業でも地産地消を頑張ろうということで、地球温暖化の対策の計画などでも、農業と地産地消でやるという思想もありますので、その辺お互いが何をしているのか、市の中で何を一生懸命推進しているのかというのを、両方

知っておくということが1つプラスになっていくと思いますので、これは、もっと先の固まった時点で、ぜひ市の中の部署でも共有していただけたらと思います。

あと、事業者もいろいろありますけれども、京都のまちの本当に産業やろうという方だけじゃなくて、交通の鉄道もそうですけど、金融業界というか地元の銀行というか、信用金庫とかそういうところも割と最近本店建てたりするときに、コミュニティのスペースを提供しようとしたりとかいうふうには、市と市のまちづくりにちょっと貢献したいようなイメージを持たれている会社、銀行もあると思いますので、ぜひ京都市に基盤を置いて活躍しておられる幅広い事業者にもイメージを提供して、できたら、別にいつも手を携えるわけじゃないんですけど、ちょっと手を結べそうな可能性があれば、すかさず一緒にやるとかいうのもいいんじゃないかと。都市計画の話なんですけれど、それが核となるというか売りになるような学術文化・交流・創造ゾーンを本当に実現してやっていくうえで、ひとつそういう方向でやるのも考えてやっていくのもいいんじゃないかと私なりの意見なんですけど、伝えさせていただきます。

○川崎部会長 本当、貴重な御意見とこれからの展望を開くための1つの大きな視点だと思えますし、資料3の関係施策、これだけたくさん関係施策があり、計画があつて細分化してきたという中で今度逆にそれを大きくまとめるうえでのプランというものが、やっぱり皆さんが推進していく、行政の方々もそうですし、市民の方々やいろんな人たちがわかりやすく、こういうまちにしたいというようなスローガンというのがこのプランの中でできればと、島田委員がおっしゃったような理想の方に向かっていけるんじゃないかと思いました。ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○宮川委員 先ほどから、これから新たにつくるプランをどうやって実効性を持たしていくのかとか、あるいは都市計画としてどう支援していくのかというお話がありましたので、その関連でお話したいと思うんですけども。資料4ですね、この4の一番上のまちづくり条例という項目があるんですが、このまちづくり条例を規定するまちづくりの方針にもこのプランを入れることというのは非常に良い取組だと思っていまして、例えば、まちづくりの方針の中には、都市マスはもちろんですけど、産業集積ガイドプランであるとか、あるいは緑の基本計画とか、いろんなジャンルの計画が含まれておりますし、この資料4の一番下の関係施策の連携でいろんな分野別計画等が書かれていますけれども、ここに書かれている計画も結構このまちづくり条例に規定するまちづくりの方針に含まれているんですね。ですから、このまちづくりの方針にこのプランを落とし込むことによって、私もちょっとネットで調べたんですが、例えば開発構想の届出というのが、大体年間六、七十件出ているというふうな資料がありました。これは結構1,000平米を超えるような開発で六、七十件というのは、かなりの数だと思っておりますし、その届出をされたときに当然市民の方もそれに対して意見を申すことはできますし、それから開発業者の方も説明

をしていただく、その中で行政が調整して、場合によっては指導監督もするという事柄で、このプランをまちづくり条例の中に落とし込むことによって、少なくとも届出があった案件については、新しいプランも含めて他の関連施策も含めて、しっかり行政が関与できる担保にもなりますので、そういう面ではこのまちづくり条例に落とし込むというのは非常に実効性のある取組だと思います。

それから、あと、先ほど立地適正化計画のお話にあった、これは具体的にはこれからも検討されるということだったんですが、これは全部を見て、例えば京都市にとってメリットがある制度であれば、どんどん使っていけばいいんじゃないかなと思います。

例えば、届出制度の中で居住誘導区域とか都市機能誘導区域を指定するとあるんですけど、先ほど、ものづくり産業集積エリアの中の一番大きな課題としては、住・工の調和を図っていくんだというテーマがあったかと思うんですが、そういうことも、こういう届出制度というものを使うことによって、ものづくり産業集積エリア内での届出があれば、そういうふうな住居計画があるというのを把握できますし、場合によっては住・工の調和ということにも活用ができるんじゃないかなと思います。

それから、支援制度についても、私ども具体の中身はわかりませんが、これを読みますと、恐らくいろんな国とか自治体からの支援が受けられる制度だと思いますので、この制度を活用して京都市内でも何年もオフィスビルが建っていない、オフィスが非常に足りないという実態もある中で、この支援制度をツールとして扱うことによって、そのオフィスの確保に活用できないかとか、そういう観点から、こういう制度が使えるのであれば、どんどん積極的に使うというのもある意味で新しいプランの実効性とか、担保を確保するうえでは大事なことはないかというふうに思います。

○川崎部会長 どうもありがとうございます。

今の御指摘、非常に重要でございまして、工業地域だとか、そういうところのミニ開発みたいなものとか、そういうものの抑制に使われたり、空き家の活用であるとかいろんなところにもこれを使うことによって、プランがしっかりしていれば、非常に大きなツールになるという御指摘です。

まちづくりに落とし込むという御指摘いただきました。これ、資料4のところでございますね。これプランの落とし込み方ですけども、これについては事務局のほう、落とし込み方というのは、このプランをどういうふうな位置付けにするかなんですけども、例えば私が、宮川委員の言われた御意見の中で、夢物語かもしれませんが、特区という考え方がありますよね。特別区、それは国が支援するものですけども、京都独自の特区とか、京都の制度の中で1つ大きな特区みたいなものをイメージするというのは可能かどうか、いろんな制度の中でどういうふうに進めていくのか見えないところがあるんですけど、そのあたり、もし御私見あれば教えていただきたいと思います。

○事務局 まず、前段のまちづくり条例に落とし込むというのは、具体的にどういうこと

かというところがございますけれども、先ほど宮川委員からもお話ございましたとおり、このまちづくり条例の中で、京都市はまちづくりに関する方針を策定・公表し、まちづくりに関する情報を積極的に市民に提供するという責務がございます。この条例の中で市長が定めるまちづくりの方針というものが別途規則で定められておりまして、そのあたり先ほど委員からも御紹介ございましたような主要な重要施策が列記されてございますので、事務的な説明になってしまいますけれども、まずこのプランが取りまとめとなりました場合、現行のまちづくり条例の市長の定めるまちづくりの方針にこのプランを規則改正いたしまして、位置付けると。それに則って私どもは事業主さんから出てきた構想がそれに合っているかどうかというのをしっかり見させていただきますし、市民の方も御自身の生活環境との関係もあります、それをしっかり共有できているかどうかというのを見ていただくと。事業主さんは私どもの位置付けたこの今回のプランと合った開発事業の計画にさせていただくということをお願いするという担保して参りたいというふうに考えてございます。

それからもう一つ、特区というお話でございます。私どもの方としまして、確かにこういったプランを全部網をかけるという形の特区というお考えということであろうかと思えますけれども、今直ちにそれに対して方向性みたいなものは、見出してはおりませんけれども、1つの御示唆いただきました点も踏まえまして、どういったことができるか、所管のところとも相談しながら考えて参りたいと思います。

○川崎部会長 すみません。このプランが、結局、しっかりできればいろんなものをつなぐことができますし、先ほど島田委員が重要な御指摘をされましたが、ここに書いてある「歩くまち」というのも人の動きをつなげようとしていますし、それからITとかIoTがしっかりベースができれば、インフラベースなんかもつながってきますし、知識の共有とか、それから観光の共有とかプランの共有であるとか、それから京都は景観が詳細にきちっと細かく指定されていますし、景観計画なんかもそうなんですけど、景観計画とか緑の計画というのは恐らく人の目で見て、どう感じるのかとか、人の意識の部分に大分かわってくると思うんですね。だけど、結局、都市全体をつなげるためのそれぞれの計画がトータルで、交通やいろんなものをつなげるということがやっぱり重要だと思うんですね。それで、その核になるのがきっとこのプランじゃないかなと私は思ってますんですけどね、それをできるだけ強い形で本当に実行していく、この実行は実行でまたしっかりと議論しないといけないと思うんですけども、ぜひ、そういう形で、先ほどの島田委員、宮川委員の御意見というものを反映させていただきたいなと思っております。

いかがでしょうか。

佐藤委員お願いします。

○佐藤委員 今回のこの御提案を拝見いたしまして、非常に京都市の特性を踏まえながら、拠点であるとか、ゾーンといったものを計画分けしていく、これだけきめ細かく都市計画

の領域で議論しているというのは珍しいのかなというふうに思いますし、これが都市マスにもつながっていくというところで、非常に京都らしさが出てくるような気がいたします。

次のことというふうになると、今度はもうちょっと面的なものの議論というのが、今、拠点、ゾーンというエリアの話なんで、もう少し全体の面的なものを考えていったときに、私は居住の立場からいくと、この日常生活エリアというところが、ちょっとバクっとしているなというイメージがありまして、そこも計画分けみたいなことを今後していかなければいけないのかなというふうに思います。

その場合には日常生活エリアは住んでいらっしゃる方たちが一番多い場所だと思いますので、そういう方たちの御意見を聞きながらということも大事ですし、あと、いろんな市街地の特性みたいなものも非常に京都の場合違いがあるというふうに思います。

例えば今は将来像として3つ日常生活エリアだけのところで書かれているようなものを見ていきましたが、本当にこうなるんだろうなというようなところもあれば、例えば2番目の良質な住宅ストックの活用というようなことが書かれていますけれども、既に良質でない市街地があったりとか、住宅も昭和30年代、40年代のミニ開発で活用していくにはちょっと難しいなというようなものが密集しているエリアとか、そういうような場所があって、そういうところは、今人口減少が進んでいるところ、スポンジ化するというふうによく言えますけれども、そういうところの問題も次、面的な部分として考えなければいけないのかなというふうに思いました。

それから、もう一点、手法の話ですね。やはり都市計画というのは、開発をコントロールするための手法はたくさん持っているんですけども、既にある市街地をどうやって維持するかとか、良くしていくかとかいうところはすごくやっぱり主体が市民になる、あるいは事業者になるというところで弱くなってしまって、それを誘導する施策というのを、規制ではなく誘導する何か手法というのを都市計画も考えていかなきゃいけないなというふうに、今日御説明を聞きながら思いました。

そのときに、やはり、総合政策の中で都市計画の基盤の部分にかかわるものになりますが、たくさん挙がっているいろんな領域のところで実現するものも、実は都市計画との連携で行われているという、例えば空き家の計画とか、そういうのも都市計画をベースにしながら、空き家の対策を打っていくというような、そういう重ねるレイヤーの中で実現していくというようなこともあるのかなと。その場合、都市計画の施策かどうかという、実は違うのかもしれないんですけども、そのベースとしての都市計画の役割みたいなものが、発揮できるのかなというふうに思っております。

○川崎部会長 ありがとうございます。大変貴重な御意見ありがとうございます。

日常生活エリア、都市居住エリアと郊外居住エリアと2つ書かれておるんですけども、確かにこの3点をきめ細やかに見ていかないといけないということですし、誘導とかインセンティブをどういうふうに与えるかということだと思いますけれども、この誘導のとき

に実践の中で、今の佐藤委員の御意見、非常に重要だと思うんですが、面的な日常生活エリアって非常に広いですね。これを今後どうするのかといった時にキーになる都市計画をベースにとおっしゃった、都市計画とそれから私なんかは景観計画と交通計画というんですかね。それ以外にも環境とか緑とかあるんですが、それを強い、都市全体をどうするかということ非常に意識しているというか、人にかかわっている部分の行動であるとか、意識のある部分、先ほど申しました、交通とか景観とか、この都市計画というのは、これは総合的にというか、統合的に主要3計画ぐらいの感じで、統合していかないといけないんじゃないかなというふうに、一緒にエンジンで動いていくぐらいのつもりでやっていたら、非常にこれは大きなことじゃないかなと私なんかは個人的に思っておりますけれどもね。すみません。大変貴重な意見ありがとうございます。

いかがでしょうか。

中嶋委員、いかがでしょうか。特に交流ゾーンのところというのは、先生の御意見、歴史、文化というのを当初から反映してまとめたものでございますが。

○中嶋委員 このゾーンを設けていただいたこと非常にありがたく思いますし、もうこれについてはほかの委員がいろいろおっしゃっているように、まちづくりの条例にうたうなり、きちっと、エリアを限るものでもないですけれども、京都の1つの都市の特徴として積極的に書き込んでいく、いろんなプランを書き込んでいくということによって、ほかの施策でも反映していただけるようになるというのは、まあ一番とりあえずの方向として考えられて、そういうところに、より機能が集積した段階でまた新たな地域、地区で決定するのかわからないですけれども、ほかの形で担保していけるのかなというふうに思っていますので、これについては御意見を反映していただいて、お進みいただければなというふうに思います。

私が気になったのは、緑豊かなエリアという、あんまりこれまで議論がなかったんですけども、資料3の地図を拝見すると、緑豊かなエリアなのにあんまり豊かじゃないというか、図としてほとんど出てこないんですけれども、ここでは非常に面積的に小さく書かれています、都市計画の区域との関係で言うと、このぐらいの分量になるのでしょうか。

もっと、緑豊かなエリアのイメージについて、もう少し、都市の後背地ってすごく大事で、今や都市の研究の中では、イタリア語で言うとテリトリーオみたいな、領域感みたいな都市を支える後背地、都市との関係みたいなもので読んでいくという、ヨーロッパの都市なんかでは、特にフランスなんかでは、例えばボルドーとかはすごく大きな大統合圏みたいな形の統合を中世以来の大きな大統合をしていたりするんですけれども、やはり後背地とは言いませんけれども、緑の部分というのが、結局、どう位置付けられるのか、この辺のところについてお考えを伺えればというふうに思います。

○事務局 恐れ入ります。緑豊かなエリアにつきまして、先ほど御指摘いただきました資料3のイメージ図の中では、主に、すみません、市街化区域に絞った形の表現になってお

りまして、大変分かりづらくて恐縮なのですが、私どもとしましては、市街化調整区域、それから京北地域をはじめ、都市計画区域外につきましても、今回の検討の対象エリアというふうに考えてございまして、ここには表しきれれておりませんが、市街化調整区域並びに京北地域等につきましても、全域を緑豊かなエリアというふうに捉まえております。

このイメージ像の中で、濃い緑色になっておりますのは、その中の既存集落を表す形の表現とさせていただきます。色が大変薄いんですが、実はこの市街化調整区域にも薄い緑色をかけておるんですが、印刷の関係で薄いグレーみたいに見えてしまっているんですが、真っ白の白地にはしていませんので、基本的には調整区域及び都市計画区域外につきましても、同じ緑豊かなエリアとして捉まえて参りたいと考えてございます。

○中嶋委員 こういうエリアの中には非常に歴史的な意味のある集落というのが、たくさんありますので、そういうところももしかしたら、いわゆる学術文化・交流ゾーンではないですけども、そういう京都の歴史を支えてきたエリアという意味で重要だと思いますので、そういうところにもこういうゾーンみたいなものはかけてもいいのかな、直接的に都市計画に反映しづらいものなので、逆に割と自由に掛けていくという発想もできるのではないかなと思いますので、その辺を御検討いただければと思います。

○川崎部会長 今の中嶋先生の御質問に関連しているんですけど、市街化区域の風致地区だとかそういうのは、緑エリアの中に入るんですかね。調整区域ですか。

○事務局 今この図の中では、調整区域にさせていただきます。市街化区域内は風致地区も含めて、今は日常生活エリアに含まれておるという形でございます。ただ、先ほどから御指摘頂戴しておりますレイヤーという考え方でいくと、もちろん重なりはございますけれども、今回のこの文面の中では、そういった整理にさせていただきます。

○川崎部会長 はい。ありがとうございます。

須藤委員、何か御意見ございますでしょうか。

○須藤委員 私が申し上げられることというのは、資料4のプラン推進のための方策の検討の方向性のところに出てくる場所なんですけれども、先ほどから何度か話題に出ている立地適正化計画の問題ですが、この立地適正化計画制度というのをどのように使っていくかというのは、これからの問題だと思うんですけども、この制度とうまく連動させていくことができれば、望ましくないものに対するアプローチというのが可能になるのではないかなと。誘導することを考えがちではあるんですけども、誘導できればそれに越したことはないんですけども、誘導するだけではなくて、望ましくないものに対してどのように対応するかということがあると思います。

実際この届出制度のところ、要するに、市町村は指導勧告を行うことが可能であるというの、要するにこの立地適正化計画制度を使って、把握したうえで行政指導をするん

だということが言えるわけで、要するに方針を明確にすることは、行政指導をするということでもあるので、行政指導をよりきめ細かくできるのではないかなというふうに思いました。このプランを推進していくことは、そういうことではないのかなというふうに思いました。

もう一つは、このプランというものが、数字の根拠によって支えられているものだとすると、その数字そのものがどのように変化しているのかというのを把握する努力というのか、このプランを維持するうえでは必要になってくるのではないかなというふうに思うので、どれぐらいの感覚で、数字の根拠というものを把握し直すのかというのが重要なのではないかなと思いました。

○川崎部会長 大変ありがとうございます。行政指導のきめ細やかな問題と数字の、今までの会議でもたくさんの統計データを出していただいていたんですが、それを更新しながら、見ていかないといけないということでございますね。重要な御指摘いただきありがとうございますございました。

ほかにいかがでしょうか。

○八田委員 今皆さんのお話をいろいろ聞いて、確かに資料3の緑豊かなエリアというのは、これからいろんな意味で考えていかなきゃいけないところだと思います。

あと、日常生活エリアというところで、私が今住んでいるところ、中京になるんですけど、私の周り今人口増えているように感じるんですね。少子化と言われるんですけど、確かに小学校の人数は少ないんですけど、私の周りでは子供さんがいっぱい増えているんですね。何でかな、10年前と今と比べて何が違うのかなって思ったら、やっぱり親御さんがおられるから、そこに皆さん寄ってこられるんですね。子供を育てるときに、昔ここに住んでいたからというので、親しみやすい意味もあって、また戻って来られる方が多いんですね。そういう意味もあって、もしも家を売られる方がありましたら、御相談くださいということで、私の周りは人が増えているんですね。変な話なんですけれども、お風呂屋さんがすごく多いんですね。ほかのところだと、私、長岡京市が実家なんですけれども、お風呂屋さん全然ないんですね。今度の震災でお風呂つぶれたときに私の周りにお風呂屋さん幾つあるのかなと思ったら、5軒あるんです。お風呂屋さんがあるってことは、いろんな方が来られていると思うんですけども、4時ごろに見ていると、いろんなおばあちゃんとかおじいちゃんとか、トコトコ、トコトコ歩いて行かはるんですね。もちろんデイサービスとかいろんな利用をされているんですけども、そういう方もいっぱい歩いて行かれるんですね。そこでいろんなお話をされて、ある意味そういうものがコミュニティ文化というのを形成しているのかなと思うんですね。

今、私の住んでいる中京というのは、小さい子供さんも増えてきているし、もちろんシルバーゾーンということで、御老人も多いんですけど、道の幅も狭いですし、デイサービスの車とか非常に往来する中、お風呂屋さんにてくてく歩いて行かはる御老人も多いんで

すね。だから、どう言ったらいいのかな、日常生活エリアというのは、やっぱりスーパーとか病院とかそんなものも大事なんですけども、人のつき合いというのは非常に大事になってくると思うんですね。

この緑豊かなエリアというところも、確かに農林業とか観光とかいろんなところに目を向けられていると思うんですけど、非常に人が少ないと思うんですね。人が少ないということは、やっぱりバスで行かないといけないとか、隣の家までのつき合いがないとか、そういうのもあると思うんで、どうやったら1つのところに集中しないように、人がいろんなところに点在できるのかなと、今、自分が住んでいるところと、コミュニティがいろいろあるというのは、何か関係があるのかなと思いながらこのプランの資料3を見ながら考えていたんですね。やっぱりうちのところだと、観光ということで着物を着た方もうろろされていますし、やっぱり人がたくさんいるところは、いろんな知恵が出てくるし、いろんなつながりがあって、そういう文化的なエリアができるのかなと思って聞いていたんです。

今、大学とつながっているいろいろ考えようって思って、いろいろ考えてはるんですけど、今住んでいる方をどう使うかというのは1つの大事なことなのかなと思って考えていました。子育て期というところを見ていると、実際子供さんは、市外で産まはったんですけど、結婚されてこちら側に住んでおられると、子供産んじゃうと、乳母車っていうんですか、ベビーカーで動くことになるんですね。今までだったら車とかを非常に使われていたんですけども、やっぱり子供が生まれると歩いていけるところというのは、すごく大事にされるので、歩くまちというのを、今提唱されていたんですけども、これはとても大事なことじゃないかなと思います。

やっぱり歩いていると町並みも見ると、人も見るし、観光の方ももちろん見るし、気が付かないところはいろいろあるんですね。歩くということを考えたもの、まちづくりの中で歩くというのをどう位置付けるかというのが大事なんじゃないかなと今このプランの地域の分類の資料3を見ながら思いました。

○川崎部会長 ありがとうございます。大変貴重な御意見で、コミュニティを発生させるためには、まちの風物っていうんですかね、京都が持っているお風呂屋さんも1つの風物だと思いますし、建物もそうですし、いろんなものがたくさんあると思いますし、観光の海外の方がお風呂屋さんを利用されたりとか、最近、そういう方も多いと聞きますので、そういうことも含めて、いろいろ小さいものであっても、大きいものであっても丁寧に拾っていくということが大事だという御指摘だと思います。ありがとうございます。

小原委員、いかがでしょうか。

○小原委員 僕はちょっと学術文化というところで意見を言わせてもらいたいんですけど、この学術文化は、京都らしさとしては非常に良いかなと思っていて、京都にずっと住んでいる身としても、学生としてもすごく魅力を感じる場所だなと思っております。

今、大学だと京都のキャンパスだと、あんまりそうじゃないかもしれませんが、立命館大学では、滋賀のキャンパスとか大阪のキャンパスだと、中に市民の皆さんが集うような場所だったりとか、カフェとかいろいろあったりして、そこに、例えば、文化を発信できる場所であったりとか、生徒として何かお手伝いできるようなところがあるかもしれないかなと思っておりますし、なぜ大学を拠点にすることが大事かなと考えているかといいますと、今、いろんな文化が京都にはあると思うんですけど、全てを残すことはなかなか無理だと思っていて、でも大学というのは文化を守るところで、若い人だったりとかが特に多く集まる場所で、文化を継承していくところでは非常に大切な場所だと思っておりますし、そういうところに文化を継承できる、考えていけるような、あと、そういうところで言えば、持続可能な都市というようなところを議論してる中で、そういうのを学生ももちろんですけど、住民さんも共に考えてもらう機会というのが非常に重要じゃないかなと考えてまして、なかなか僕は大学で都市計画を勉強をしてるので、今後の危機感というのを感じたりするんですけど、なかなか実際に感じてる人というのはなかなかいないと思うので、そういうことを意見してもらったりとか、学んでもらったりとかという場所が非常に今後の持続可能性のところを理解するうえで重要になってくるのではないかなと、1つ考えています。

もう一つ、意見させてもらいたいところで、届出の制度の活用のところとか、土地利用の誘導のところ、こういう制度も非常に重要じゃないかなと思っておりますし、もちろん土地利用のあり方を抑制したりとか規制する面でも効果があると思っておりますし、これも1つは考えてもらう機会になるんじゃないかなと思っておりますし、こういうのも1つまちづくりの活動に参加させてもらっていて、地域景観づくり協議会制度というものにかかわっているんですけども、新しい住人さんが建物を建てる前に地域の住人さんと一回意見交換が必要というもので、その意見し合うということが、地域がどういうところであるかということを理解してもらうところになりますし、その地域に合ったもの、仲良くなるという意味でもいいですし、地域に合ったものができるということと例えば、やっぱり、誘導していくところで、どういうまちであるべきかというところが、なかなか不明瞭で秩序がないような開発もこれまであったと思うので、こういったイメージ、誘導とかで届出というものを活用していくには今後特に、京都らしい、しっかり市民の人が理解してもらうような制度が必要じゃないかなと思います。

○川崎部会長 どうもありがとうございます。この近くの学園大学もそうですし、いろんな学校ができる、まちに開かれた学校というものや、小原委員のように学生さんの元気で、この周辺も非常に活性化してきますよね。若い人たちに入っていけたり、大学に入っていけたり、僕は年になってきますとね、そういうところに行くだけで元気をもらうような感じがするんですよね。だから、そういう開かれたまちとか開かれた大学とか、そんな中で話し合うことも何よりだと思いますので、それも1つのコミュニティだとか、活性化に

繋がっていくものだと思いますので、貴重な意見として伺っておきます。ありがとうございました。

それでは、時間が少し押しております、私の司会の不手際で、全員の皆様の御意見、御質問というのをいただいておりますので、1つここで議論を打ち切らせていただきたいと思っております。申しわけございません。まだ、どうしても御発言したいということ、言い残したことがありましたら。どうぞ。はい。

○板谷委員 すみません。先ほど、立地適正化計画の関連で須藤先生が望ましくないものなどへのアプローチという言葉をお聞きいただきました。現在は京都市というのは市街化区域の全域が人口集中地区ということで、非常に活性化しているわけなんです。遠い将来を見据えたときには、やっぱり人口は減少化していくし、土地利用がそれほどではない場所というのが絶対出てくるはずで、そういう利用が低いところをどのように京都市のためにプラスにしていけるかというふう考えたときに、現在、災害とかが非常に多いという状況でございますので、例えば、土砂災害の危険性がある場所、それから水害がある場所、そのような場所を人が住まない場所に誘導していくというようなこと、あるいは、また景観の話だったら、京都には借景とかそういういろんなものを伝統的に引き継ぎ守ってきた景観がありますので、そういう人が住まないほうがいい場所、社寺周辺の住むべきではない場所、そういう場所を選んで、だんだん人が住まないように、リロケーションとかそういう方法もあると思うんですが、そういうようなことを通じて、八田委員がおっしゃったような都心部の非常に活力のある部分は残しつつ、周辺のそういう住むべきではないところは住まないように、誘導していく。メリハリのある都市計画を進めるようなこともやっぱり必要なんではないかなと感じています。

○川崎部会長 ありがとうございます。貴重なメリハリのあるというのは、自然の状態というか都市の状態に合わせてしっかりと判断していかないといけないですね。決断していかないといけない部分もあるということでございました。大変ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

それでは、次に資料5の今後のスケジュールにつきまして、事務局の方からお願いしたいと思っております。

(2) 今後の想定スケジュール

○事務局 資料5を御覧ください。

今後の想定スケジュールについてでございます。現時点での想定ではございますが、今年度は本日の検討部会も含め計3回開催させていただきたいと考えております。次回は7月の後半に第7回部会を開催させていただき、プランの方向性について、さらに検討を深めて参りたいと考えております。

また、今回の部会での御意見を踏まえまして、さらに本市で検討案を取りまとめ、今後

市会にも御報告を行ったうえで、市民意見募集や都市計画審議会本会への報告なども行いながら、進めて参りたいと考えております。

委員の皆様方には引き続きまして、お力添えを賜りますようよろしくお願いいたします。今後の想定スケジュールについては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○川崎部会長 ただいまの御説明のスケジュールにつきまして、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。また何かございましたら、事務局のほうに御連絡いただきたいと思っております。

それでは、本日、御意見、御質問を皆様から積極的にいただきましたことを、感謝申し上げます。これで本日の会議は終了させていただきます。

委員の皆様方にはいつも忌憚のない、貴重な御意見いただいて、今後のプラン作成に向けて、引き続きよろしくお願いいたしますと思っております。

委員の皆様方、しばらく着席のままお待ちください。

それでは事務局の方よろしくお願いいたします。

3 閉会

○事務局 委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。そして、傍聴者の皆様、会の運営に御協力いただきまして、ありがとうございました。本日の会議は終了となりますので、傍聴者の方におかれましては、係員の誘導に従って御退室をよろしくお願いいたします。

○事務局 本日の部会での議論の内容につきましては、事務局にてまとめさせていただいたうえで、次回の第66回、京都市都市計画審議会におきまして、事務局から御報告させていただきます。

学識の委員の皆様におかれましては、審議会の方にも御出席をお願いしております。どうぞよろしくお願いいたします。

本市におきましては、本日いただきました貴重な御意見を十分に踏まえまして、次回以降に向けて検討を一層深めて参りたいと存じますので、引き続きよろしくお願いいたします。

これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。委員の皆様、本日は長時間にわたり、誠にありがとうございました。

以上